



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



\*夏季休業のお知らせ\*

8月11日(祝)～16日(水)とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



暑い日が続きます。いかがお過ごしでしょうか？ 突然やって来た夏に驚きつつ、とにかく早く夏が過ぎ去るのを心待ちにしています。笑

一年ほど前からスイミングにはまってしまい、それまでずっと続けていたランニングを、ほとんどしなくなってしまいました。でもつい先日、久々に走ってみました。とても多くの汗をかいたら体がすっきりしたので、暑いこの季節だからこそ、ランニングを復活しようかと思っています。

\*職場で役立つ心理学\*

～大げさなリアクションは退屈のサイン～



会話の最中に「退屈だな」と思っても、常識ある大人なら露骨にあくびをしたり、つまらなそうにしたりするのは控えるものです。しかし、本人は気をつけているつもりでも、うっかり退屈のサインを出していることがあります。

- 必要以上にうなづく…相手や話に対する拒否。
- リアクションが大げさ…早く話をたたみたいがために、大げさな反応をしている。
- 体を上下にゆする…無力感やその場から逃げたいという気持ちがある。
- 頬杖をつく…一見熱心に聴いているように見えるが、実は退屈で聞くことに疲れている。
- 周りを見渡す…興味が話ではなく他のことに向いていて集中していない。
- バッグをごそごそ…意味のない動きをするのは話をやめたいサイン。手帳をめくったり、手帳をめくったり、携帯を触ったり、カフェでストローの袋をいじったりするのも同じ。

★7月のお仕事カレンダー★



7/10	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出</li><li>● 労働保険概算・確定保険料申告書の提出</li><li>● 労働保険料の納付</li><li>● 労災保険一括有期事業報告書の提出(建設業)</li><li>● 一括有期事業開始届の提出(建設業)</li></ul> <p>主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li><li>● 特例による源泉徴収税の納付(1月～6月分)</li></ul>
7/15	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書・外国人雇用状況報告書の提出期限</li><li>● 所得税予定納税額の減額申請</li></ul>
7/31	<ul style="list-style-type: none"><li>● 労働者死傷病報告書の提出</li><li>● 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li><li>● 所得税の予定納税額の納付</li><li>● 5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告</li><li>● 8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告</li></ul>

★トピックス★



～働きやすく生産性の高い企業・職場～

3月3日、厚生労働省は、「働きやすい生産性の高い企業・職場表彰」の受賞企業を決定しました。人口が減少していく中でも日本が経済成長していくためには、労働者一人一人の生産性の向上が求められます。また、各企業においては、働きやすく働きがいのある魅力ある職場づくりが求められています。そこで設けられたのがこの表彰制度です。

初めの実施となる今回は、全国 144 の企業・職場から応募があり、最優秀賞 3 社、優秀賞 4 社、奨励賞 8 社の合計 15 社が選ばれました。これらの会社では、取り組みを実施した結果、営業利益の連続増益を達成しているそうです。

その他の受賞企業を含め、共通してみられる取り組みは、次のようなものです。

- ・ 社員の健康を重視
- ・ 残業削減
- ・ コミュニケーションを重視
- ・ 休みやすい環境の構築
- ・ お互い様精神の醸成
- ・ キャリアに関する希望の汲み取り
- ・ 教育制度の充実
- ・ 中小企業でも IT を活用して生産性向上
- ・ 柔軟な働き方（時間や場所）

## 他社はどんな手当をいくら支給している？ 諸手当に関する調査結果

会社は従業員に対して、基本給のほか通勤手当や役職手当、住宅手当などさまざまな手当を支給しています。自社の水準は他社と比べてどうなのか気になるところです。また、時代の流れとともに必要性が薄れて行ったり、逆に新たなニーズが出てくることもあります。諸手当に関する調査結果をご紹介します。

厚生労働省の調査（平成 27 年就労条件総合調査）によると、平成 27 年調査（平成 26 年 11 月時点）では各種諸手当の制度がある企業の割合は表 1 のとおりでした。もっとも割合が多いのが「通勤手当」で 91.7%、次いで「役職手当」が 87.7%、「家族手当、扶養手当」などの家族関係が 66.9%となっています。

10 年前の調査結果と比較すると、「精皆勤手当」「家族手当、扶養手当」において制度がある企業の割合が大きく減っています。

各手当について、労働者 1 人あたりの平均支給額は表のとおりです。「業績手当」が 5 万 7,125 円と最も高く、次に「単身赴任・別居手当」が 4 万 6,065 円、「役付手当」が 3 万 8,769 円となっています。10 年前と比較すると、「業績手当」「特殊作業手当」「家族手当、扶養手当」の支給額は減少傾向である一方、「技能手当、資格（技術）手当」「地域手当、勤務地手当」「単身赴任手当、別居手当」の支給額は増加傾向になっています。

表 1：諸手当を支給した企業の割合

※網の部分は数値をグラフ化したものです。(%)

	業績手当	勤務手当				精皆勤手当・出勤手当	通勤手当 (1ヵ月分)	生活手当				調整手当	左記のいずれにも該当しないもの	
		役付手当	特殊作業手当	特殊勤務手当	技能手当・技術(資格)手当			家族手当、扶養手当、育児支援手当	地域手当、勤務地手当	住宅手当	単身赴任手当、別居手当			寒冷地手当、食事手当など
平成 27 年	13.7	87.7	11.5	24.0	47.7	29.3	91.7	66.9	12.5	45.8	13.8	16.2	32.5	10.8
(参考) 平成 17 年	17.0	88.8	13.1	24.1	49.8	37.9	91.3	71.1	13.6	44.8	16.1	18.2	26.1	13.8

表 2：諸手当の 1 人あたり平均支給額

(円)

企業規模	業績手当	勤務手当				精皆勤手当・出勤手当	通勤手当 (1ヵ月分)	生活手当				調整手当	左記のいずれにも該当しないもの	
		役付手当	特殊作業手当	特殊勤務手当	技能手当・技術(資格)手当			家族手当、扶養手当、育児支援手当	地域手当、勤務地手当	住宅手当	単身赴任手当、別居手当			寒冷地手当、食事手当など
平成 27 年平均	57,125	38,769	13,970	25,464	20,299	10,506	11,462	17,282	22,776	17,000	46,065	9,280	26,100	30,542
1,000 人以上	68,127	45,509	11,128	24,474	17,109	7,587	13,063	21,671	21,374	19,333	48,949	9,534	21,703	36,524
300～999 人	52,674	39,669	13,748	23,887	20,714	8,314	11,656	17,674	22,484	17,818	43,255	7,163	29,221	23,581
100～299 人	43,854	33,990	16,258	30,785	18,228	9,530	10,695	15,439	20,132	15,832	42,737	10,557	25,097	26,948
30～99 人	59,997	36,458	15,471	23,579	23,576	12,218	10,131	12,180	36,245	14,359	36,834	10,059	28,862	37,027
(参考) 平成 17 年平均	61,451	39,609	15,234	28,361	18,901	9,645	11,689	18,515	15,613	17,047	42,730	7,755	33,641	21,403

\*マイナンバーも安心！  
当事務所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

